

Information

児童手当を受けている方へ 6月は現況届の提出月です

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当・特例給付現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するものです。

該当者には、個別にお知らせを送付しますので、必ず期限内に提出してください。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。



【現況届の提出に必要なもの】

- ◆健康保険証の写しまたは年金加入証明書
※国民年金加入者は必要ありません。
- ◆印鑑
- ◆この他、必要に応じて書類を提出している場合があります。

【こんな時には届出を！】

- ◆出生等により養育する児童が増えたとき
- ◆受給者が他の市区町村に転出するとき
- ◆受給者が町内で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
- ◆受給者や養育している児童の名前が変わったとき
- ◆受給者が公務員になったとき

問い合わせ

町民生活課 生活支援係 内線 2118

Information

老朽危険空家除去費用の一部を補助します

老朽化した危険な空家の倒壊による被害防止や、災害発生時に町民の避難や救助に支障のないよう、危険空家除去工事の費用の一部を補助します。

補助を受けるためには、町へ事前調査を申し出ていただき、老朽危険空家として認定を受ける必要があります。

なお、要件を満たさない場合は補助の対象になりません。

対象となる空家

- ▶町内にある空家住宅で、住宅の不良度が100以上と判断されたものであること
- ▶避難路等の沿道に位置し、倒壊した場合に当該空家が存する敷地と沿道との境界線を越えるおそれがあること
- ▶その他

対象者

危険空家の所有者または相続人等で、町税の滞納がない人

補助の条件

- ▶老朽危険空家の確認(認定)を受けること
- ▶町内業者へ発注すること等

補助金の額

補助対象費用の10分の8以内で80万円を限度とする

募集期日 平成30年6月29日(金)まで

募集戸数 5戸 ※先着順ではありません。

※申し出多数の場合は、審査により補助を行います。

※募集期日までに募集戸数に満たない場合は、募集戸数に達するまで随時受け付けます。

補助金交付の流れ

- ①危険空家の事前調査申し出
- ②危険空家の確認・不良度判定等要件調査
- ③補助金の交付申請
- ④審査
- ⑤補助金の交付決定
- ⑥解体工事の実施
- ⑦完了報告・補助金請求
- ⑧補助金の交付

問い合わせ

建設課 都市計画・管理係 内線 2411